



札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書（屯田西公園・その1）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）とみどりみらいプロジェクトグループ（以下「乙」という。）において令和 5 年 3 月 24 日付けで締結した屯田西公園に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、屯田西公園陸上競技場をサッカー場（人工芝）と位置付けることとして札幌市都市公園条例施行規則等の改正を行ったことに伴い、次のとおり改定協定を締結する。

第 1 条 業務仕様書（その 2）3-(2)仕様書との差異について、陸上競技場とあるのは、サッカー場に改める。

第 2 条 業務仕様書（その 2）5-(2)について、陸上競技場とあるのは、サッカー場に改める。

第 3 条 業務特記仕様書 1-(4)について、陸上競技場とあるのは、サッカー場（人工芝）に改める。

第 4 条 業務特記仕様書 1-(5)について、陸上競技場（陸上競技、サッカーの使用可）とあるのは、サッカー場（人工芝）（外周トラック部分は陸上競技の使用可）に改める。

第 5 条 業務特記仕様書 1-(5)-(エ)について、1 面 1 時間 1,200 円とあるのは、1 面 1 時間 4,800 円
外周トラック部分のみ利用する場合 1 時間 1,200 円と改める

第 6 条 改定協定を行った原協定書第 18 条第 2 項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
1 回目	7 月	13,043 千円	12,272 千円	11,949 千円	11,949 千円	11,949 千円
2 回目	10 月	19,335 千円	18,307 千円	17,876 千円	17,876 千円	17,876 千円
3 回目	1 月	9,667 千円	9,153 千円	8,938 千円	8,938 千円	8,938 千円
4 回目	4 月	4,834 千円	4,577 千円	4,469 千円	4,469 千円	4,469 千円
合計	—	46,879 千円	44,309 千円	43,232 千円	43,232 千円	43,232 千円

第 7 条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和5年4月25日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市厚別区厚別南3丁目2番25号
みどりみらいプロジェクトグループ
代表者 株式会社四宮造園
代表取締役 四宮

